平成２６年（フ）第１４３号
奈良県大和高田市北片塩町２番21号　レオパレス第15―103号室、前住所滋賀県甲賀市甲南町深川134番地84
債務者　野口　仁美
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
鹿児島県鹿屋市川西町2443番地19
債務者　福島　智樹
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１６５号
横浜市南区永田みなみ台２番９―401号
債務者　松崎　　宏
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３号
愛知県豊橋市牛川薬師町32―１　レオパレス薬師102号室、住民票上の住所愛知県豊橋市羽根井西町６番地の26
債務者　村田　好章
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１８１号
長崎県長崎市西山４丁目544番地１　浦上アパート201
債務者　小峰　康稔
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國弘　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
長野県安曇野市明科中川手2259番地
債務者　竹田　憲一
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮井麻由子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６７８号
札幌市東区北25条東10丁目３番１号　ハイデンス錦６号
債務者　西島　文栄
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
長野県佐久市伴野957番地２　サンハイツ２―102
債務者　臼田　喜昌
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木角　一夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第９４０号
名古屋市天白区平針３丁目2804番地の２５―403号、従前の住所名古屋市中区大須４丁目15番４号
債務者　久保　　崇
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　康昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４号
秋田県横手市増田町増田字田町75番地
債務者　佐藤　立雄
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第６４号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地２　市営住宅２―２―３―32
債務者　谷川　修司
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１１０号
埼玉県行田市大字長野917番地53
債務者　本島　国博
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７６３号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日518号室、前住所京都府長岡京市長法寺北畠20番地21
債務者　玉城　教安
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
山形県東田川郡庄内町余目新田字新田町１番地３、前住所山形県酒田市東泉町５丁目３番地の19
債務者　齋藤　　淳
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薬丸有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３２１３号
大阪市西区九条１―８―１　シティライフ九条202号室山本方、住民票上の住所大阪府吹田市江の木町13番11―702号
債務者　田中　康成
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　安子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６８号
大阪市浪速区幸町１丁目４番５―206号、前住所大阪市浪速区幸町３丁目８番16号　リビエール増井607号
債務者　岩田　和代
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部